

【復旧・復興に向けた支援策(令和7年4月1日時点)】

この資料の内容に関する最新情報は、とりネット（県のウェブサイト）に随時掲載しますのでご確認ください。

【作成】鳥取県令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局（政策戦略局総合統括課）



とりネット
QRコード

1. 農林水産に関する支援

事業内容	連絡先
用排水施設の破損、浸水や強風等の影響を受けた農作物への技術対策、営農継続に向けた資金繰り等、さまざまな営農上の課題に対する助言、情報提供等の支援についてお問い合わせください。	
東部農林事務所鳥取農業改良普及所 (鳥取市、岩美町)	0857-20-3562
東部農林事務所八頭事務所八頭農業改良普及所 (八頭町、若桜町、智頭町)	0858-72-3840
中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所 (倉吉市、湯梨浜町、三朝町)	0858-23-3191
中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所 (北栄町、琴浦町)	0858-52-2125
西部総合事務所農林局西部農業改良普及所 (米子市、境港市、南部町、伯耆町、日吉津村)	0859-31-9685
西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所 (大山町)	0859-53-3721
西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所 (日南町、日野町、江府町)	0859-72-2024

1-1 令和5年台風第7号からの営農再開支援事業

令和5年台風第7号で失われた農業機械等及び格納庫を営農再開にあたり再度導入する経費及び水路の本格復旧が困難な箇所において、用水確保のための給水ポンプ設置に要する経費、農地復旧にあたり客土を行った農地で、地力向上のために行う施肥のかかり増し経費の支援、R7年産作付までに基盤復旧が間に合わない水田において、転作品目を作付ける場合の生産費を支援します。

○事業内容

- ①復旧にあたり客土等を行った農地に追加施肥を行う場合のかかり増し経費
- ②基盤復旧が間に合わない水田において転作品目を作付けするために必要な経費
- ③水路の破損等で水が供給できない農地に給水ポンプ等用水確保に必要な設備を応急的に設置する費用
- ④河川の氾濫による土地の崩落等で流失した農業用倉庫・機械の再導入経費

○事業実施主体：①②④生産者、生産組織、JA ③市町村

○県補助対象：市町村

○補助率：①定額、②④県 1/3、市町村 1/6、③全体事業費から農家負担額を除いた額の1/2以内

農林水産政策課

電話：

0857-26-7589

FAX：

0857-26-8115

Eメール：

nourinsuisanseisaku

@pref.tottori.lg.jp

2. 住宅に関する支援


事業内容	連絡先
2-1 住宅相談窓口	
住宅政策課では、住宅全般に係る相談を受け付けています。	住宅政策課 電話：0857-26-7398 FAX：0857-26-8113 E-mail： jyutaku-seisaku @pref.tottori.lg.jp

	<p>東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3631 FAX：0857-20-2103 E-mail： tobu-kenchikujutaku @pref.tottori.lg.jp</p> <p>中部総合事務所 環境建築局建築住宅課 電話：0858-23-3235 FAX：0858-23-3266 E-mail： chubu-kankyo @pref.tottori.lg.jp</p>
<h2>2-2 県営住宅への入居</h2>	
<p>被災し住まいに困られている方は、県営住宅へ通常の応募によらないで入居することができます。</p> <p><入居の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入月額が、一般世帯では15万8千円以下、高齢者・障がい者等世帯では21万4千円以下であること。 ・入居者又は同居者が暴力団員でないこと。 	<p>住宅政策課 電話：0857-26-7411 FAX：0857-26-8113 E-mail： jyutaku-seisaku @pref.tottori.lg.jp</p> <p>東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3631 FAX：0857-20-2103 E-mail： tobu-kenchikujutaku @pref.tottori.lg.jp</p> <p>中部総合事務所 環境建築局建築住宅課 電話：0858-23-3235 FAX：0858-23-3266 E-mail： chubu-kankyo @pref.tottori.lg.jp</p>
<h2>2-3 とっとり住まいる支援事業</h2>	
<p>木造住宅の新築や改修を行う場合に、県産材の使用等に応じて助成を行うことで、県民の住まいづくりを支援します。</p> <p><支援の条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本拠地を置く建設業者によって施工 ・新築にあつては県産材を10m³以上、改修にあつては、県産材を一定量以上使用すること <p><支援の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築に係る助成（最大100万円） ・住宅の改修に係る助成（最大50万円） 	<p>住宅政策課 電話：0857-26-7398 FAX：0857-26-8113 E-mail： jyutaku-seisaku @pref.tottori.lg.jp</p> <p>東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3631 FAX：0857-20-2103 E-mail： tobu-kenchikujutaku @pref.tottori.lg.jp</p> <p>中部総合事務所 環境建築局建築住宅課 電話：0858-23-3235 FAX：0858-23-3266</p>

	E-mail : chubu-kankyo @pref.tottori.lg.jp
2-4 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）の貸付	
<p>ひとり親家庭の親、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別した方）が、住宅の改築、補修又は転居等を行われる場合に必要な資金をお貸しします。</p> <p>【資金区分及び限度額】 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居等転宅資金 26万円</p> <p>【利率】 1.0%（保証人を立てる場合は無利子） ※40歳以上の配偶者のない女性には、所得制限があります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。</p>	<p>○鳥取市在住の方 鳥取市健康子ども部子ども家庭局子ども未来課 電話：0857-30-8239 FAX：0857-20-3907 E-mail : kodomo-mirai @city.tottori.lg.jp</p> <p>○鳥取市以外の東部地域に在住の方 家庭支援課 電話：0857-26-7869 FAX：0857-26-7863 E-mail : kateishien @pref.tottori.lg.jp</p> <p>○中部地域在住の方 中部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 電話：0858-23-3126 FAX：0858-23-4803 E-mail : chubu-kenminhukushi @pref.tottori.lg.jp</p>

3. 生活に関する支援

事業内容	連絡先
3-1 母子父子寡婦福祉資金（生活資金）の貸付	
<p>ひとり親家庭の親（ひとり親家庭となって7年未満の方など）に生活資金をお貸しします。</p> <p>【資金区分及び限度額】 生活資金 月額10.8万円（2年間に限る。） 【利率】 1.0%（保証人を立てる場合は無利子）</p>	<p>○鳥取市在住の方 鳥取市健康子ども部子ども家庭局子ども未来課 電話：0857-30-8239 FAX：0857-20-3907 E-mail : kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp</p> <p>○鳥取市以外の東部地域に在住の方 家庭支援課 電話：0857-26-7869 FAX：0857-26-7863 E-mail : kateishien @pref.tottori.lg.jp</p> <p>○中部地域在住の方 中部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 電話：0858-23-3126 FAX：0858-23-4803</p>


	E-mail : chubu-kenminhukushi @pref.tottori.lg.jp
3-2 ひとり親家庭の方に寄り添う相談窓口（ひとり親家庭相談支援センター）	
ひとり親の方を対象に、生活や仕事、子育てなどの生活一般について、県内3カ所の県立ハローワーク内に設置した「ひとり親家庭相談支援センター」で相談員が相談に応じ、適切な支援先に繋がります。 県立鳥取ハローワーク内 毎週土曜日 14:15~18:15 県立倉吉ハローワーク内 第2・4土曜日 14:15~18:15	ひとり親家庭相談支援センター 電話：080-7508-4231
3-3 生活困りごと相談窓口	
孤独・孤立のお悩みに対応する相談窓口を設けています。相談内容によっては専門の相談機関におつなぎします。	専用相談窓口 電話：070-2355-9471 (平日 8:30~17:15) 080-5757-4962 (土・日・祝 9:00~17:15)
3-4 消費者トラブルの相談	
台風災害に便乗した住宅修理等に関する不審な訪問勧誘、事業者との契約トラブルなどの相談に応じます。県及び県内の全市町村に消費生活相談窓口が開設されています。 ○電話相談：消費者ホットライン（局番なし188）に電話すると、お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。 ○来所相談：市町村の消費生活相談窓口または県の消費生活相談室をご利用ください。 ○メール相談：とっとり電子申請サービス（電子メール消費生活相談）をご利用ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/294362.htm ※メール相談の回答には時間を要しますので、お急ぎの方は電話相談または来所相談をご利用ください。	くらしの安心局消費生活センター  電話：0859-34-2765 FAX：0859-34-2670 E-mail : shohiseikatsu @pref.tottori.lg.jp

4. 医療・福祉に関する支援

事業内容	連絡先
4-1 子どものこころの相談窓口	
災害により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の専用電話で心理職等が相談に応じます。	福祉相談センター 電話：0857-23-1031 FAX：0857-21-3025 E-mail : fukushisodan @pref.tottori.lg.jp 倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX：0858-23-6367 E-mail : kurayoshijidosodan @pref.tottori.lg.jp
4-2 妊産婦、乳幼児及び女性の健康全般に関する相談窓口	
妊娠、出産、産後の心身の不調や不安、乳幼児の様子や育児に関する相談を、助産師が専用電話やメールでお受けします。 災害後、不安やストレスがある、体調がすぐれない、赤ちゃんや子どもの様子が普段と違うと感じる場合など、ご相談ください。	一般社団法人鳥取県助産師会 電話：090-7543-8206、 080-6300-8732 E-mail : tori-josansi

※対応時間：月～金曜日 10:00～16:00 (すぐ出られない場合があります。)	@hal.ne.jp (24時間対応。返信に時間を要する場合があります。)
4-3 障がい児、医療的ケア児に関する相談窓口	
お子さんの発達に関する様々な問合せや相談に応じています。	県立鳥取療育園 電話：0857-29-8889 県立中部療育園 電話：0858-27-0780
医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族等からの相談を専門スタッフが受けします。 ※対応時間：平日 9:00～16:30	鳥取県医療的ケア児等支援センター 総合窓口 電話：080-2962-0853 東部相談窓口 電話：0857-30-2424 中部相談窓口 電話：0857-27-6006
発達障がいのある方やそのご家族を対象に様々な相談を行っています。 また、エールでは、リーフレット「被災時の発達障がい児・者支援について」を作成し、ホームページに掲載しています。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/953902/SaigaiLeafletA4.pdf	『エール』発達障がい者支援センター 電話：0858-22-7208
きこえない・きこえにくいお子さんとそのご家族等からの相談を受け、情報提供を行います。	きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』 電話：0857-50-0170
4-4 心の相談窓口	
心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。	
鳥取市保健所	0857-22-5616
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3921
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9310
県立精神保健福祉センター	0857-21-3031
最寄りの市町村 心の相談窓口	以下のリンク先をご参照ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/115236.htm

5. 商工労働・観光に関する支援

事業内容	連絡先
5-1 宿泊施設魅力アップ事業補助金 宿泊施設による魅力向上に資する環境整備の支援を行います。	観光戦略課
○対象施設：旅館業の許可を取得している県内宿泊施設（旅館・ホテル等） ○補助率：県1/2 ○上限額：100万円 ○対象経費 ユニバーサル化（和室へのベッド整備、スロープ設置等）、ペット宿泊（ドッグランの整備）、サイクリストの聖地推進（駐輪設備の設置）、サウナ設備の設置、おもてなし研修の開催 など	 （鳥取県庁担当課 HP） 電話：0857-26-7421 FAX：0857-26-8308 E-mail： kankou@pref.tottori.lg.jp
5-2 災害等緊急対策資金（令和5年台風第7号対策枠）の貸付	

<p>令和5年台風第7号等により被害を受けた県内中小企業者等に対して、必要な事業資金（運転資金・設備資金）を融資します。</p> <p>○貸付限度額：2億8千万円</p> <p>○融資期間：10年以内（うち据置3年以内） 設備資金は15年以内（うち据置3年以内）</p> <p>○利率：年1.43%</p> <p>※県と市町村が協調して利子補助を行う場合があります。詳しくは企業支援課までお問い合わせください。</p> <p>○保証料率：年0.23%～0.68%</p>	<p>企業支援課 電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 E-mail： kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp</p>
5-3 令和5年台風第7号等災害企業復興補助金	
<p>台風等で被害のあった中小企業等の施設及び設備の復旧や復旧に併せた生産性の向上又は災害防護対策に資する事業を支援します。</p> <p>〔 ※復旧に加え、災害以前より生産性向上が見込めるもの又は今後の災害防護対策のとして活用するものが対象です。 〕</p> <p>○対象となる方 令和5年台風第7号等による天災で被災された県内中小企業者等</p> <p>※申請書には、災害によって被害を受けたことを証する書類（公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類に加え、被害を受けた施設設備の写真、被害を受けたことにより修繕したことが客観的にわかる書類）の添付が必要です。</p> <p>○補助金額 補助率3分の2・上限200万円</p>	<p>企業支援課 電話：0857-26-7988 FAX：0857-26-8117 E-mail： kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp</p>

6. 教育に関する支援

事業内容	連絡先
6-1 入学料・入学選抜手数料の減免	
<p>災害により資産が著しく損なわれた方の入学料及び入学選抜手数料を全額免除します。</p> <p>〈対象となる学校〉 県立高等学校 …高等学校課</p>	<p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 E-mail： koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p>
6-2 県立学校及び私立学校等の授業料等の減免	
<p>事業を実施する店舗が被災し当面の間事業出来ない等、被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 <p>〈対象となる学校〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校 …高等学校課 ・私立高等学校 …教育学術課 ・私立専修学校（高等課程・技能教育施設） …教育学術課 ・私立中学校 …教育学術課 	<p>○県立高等学校 高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 E-mail： koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○私立高等学校、私立専修学校、私立中学校 教育学術課 電話：0857-26-7824 FAX：0857-26-8110 E-mail： kyoikugakujyutsu@pref.tottori.lg.jp</p>
6-3 教科書・学用品の給与	

<p>災害により住居が流出や床上浸水等により、教科書、正規の教材、学用品を喪失又はき損した生徒へ教科書・学用品を給与する場合があります。</p>	<p>○県立高等学校に在籍の方 高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 E-mail： koutougakkou @pref.tottori.lg.jp</p> <p>○特別支援学校に在籍の方 特別支援教育課 電話 0857-26-7924 FAX 0857-26-8101 E-mail： tokubetusienkyoiku @pref.tottori.lg.jp</p> <p>○私立学校に在籍の方 教育学術課 電話：0857-26-7022 FAX：0857-26-8110 E-mail： kyoikugakujyutsu @pref.tottori.lg.jp</p> <p>※市町村立小中学校の児童生徒はお住まいの市町村へお問い合わせください。</p>
<p>6-4 スクールカウンセラーによる心の健康相談</p>	
<p>災害に起因すると考えられる児童生徒の心身の変調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を実施しています。</p>	<p>○公立小中学校等に在籍の方 生徒支援・教育相談センター 電話：0857-28-2362</p> <p>○県立特別支援学校に在籍の方 特別支援教育課 電話：0857-26-7575</p> <p>○県立高等学校に在籍の方 高等学校課 電話：0857-26-7916</p>
<p>6-5 教育相談電話</p>	
<p>不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでも構いませんので、気軽に相談してください。 また、心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的開催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p>	<p>○専用相談窓口 電話：0857-31-3956 メール相談： soudan-117 @kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p> <p>○教育相談会専用窓口 電話：0857-28-2322</p>
<p>6-6 奨学資金等の返済猶予</p>	
<p>奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。 (対象資金) ①鳥取県育英奨学資金(高校等)</p>	<p>①～③ 人権教育課 電話:0857-26-7541 0857-29-7140</p>

②鳥取県育英奨学資金（大学等） ③鳥取県進学奨励資金 ④日本学生支援機構奨学金	0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail: jinkenkyouiku @pref.tottori.lg.jp ④ 日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301
6-7 鳥取県育英奨学資金（高校等）の緊急採用	
実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる高校生等に鳥取県育英奨学資金を貸与します。	人権教育課 電話:0857-26-7541 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail: jinkenkyouiku @pref.tottori.lg.jp
6-8 日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用（第1種：無利子、第2種：有利子）	
実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生等に日本学生支援機構が奨学金を貸与します。	在学する大学・高等専門学校等にお問い合わせください。
6-9 JASSO災害支援金	
自然災害等により、居宅する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く元の生活に戻り、学業を続けることができるよう、日本学生支援機構が支援金の支給を行います。	在学する大学・高等専門学校等にお問い合わせください。

7. その他の支援

事業内容	連絡先
7-1 台風第7号により発生したごみに関する相談窓口	
台風第7号により発生したごみの処理についての相談を受け付けています。	鳥取市生活環境課 電話:0857-30-8084 岩美町住民生活課 電話: 0857-73-1415 若桜町町民課 電話: 0858-82-2233 智頭町税務住民課 電話: 0858-75-4114 八頭町町民課 電話: 0858-76-0205 倉吉市環境課 電話: 0858-22-8168 三朝町町民課 電話: 0858-43-3505 湯梨浜町町民生活課 電話: 0858-35-5318 琴浦町町民生活課 電話: 0858-52-1703 北栄町環境エネルギー課 電話: 0858-37-3116
7-2 税負担の軽減	
【県税】	鳥取県税務課 電話：0857-26-7053

<p>県税について次のような減免措置が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税 被災家屋やそれに替わる不動産に係る減免措置 ・個人事業税 事業用資産に損害を受けた方や住宅又は家財に損害を受けた方に対する減免措置 ・自動車税環境性能割 被災し走行できなくなった車両の代替車両を取得した方に対する減免措置 	<p>FAX：0857-26-7087 E-mail： zeimu@pref.tottori.lg.jp</p>
<p>【市町村税】 個人住民税、固定資産税、国民健康保険税（料）などの市町村税は、市町村によって減免措置の対象税目や適用要件が異なりますので、お住まいの市町村へおたずねください。</p>	<p>鳥取市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税課 電話：0857-30-8147 ・固定資産税課 電話：0857-30-8158 ・保険年金課 電話：0857-30-8222 <p>岩美町税務課 電話：0857-73-1413</p> <p>若桜町税務課 電話：0858-82-2234</p> <p>智頭町税務住民課 電話：0858-75-4117</p> <p>八頭町税務課 電話：0858-76-0204</p> <p>倉吉市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務課 電話：0858-22-8114 ・保険年金課 電話：0858-22-8124 <p>三朝町町民課 電話：0858-43-3505</p> <p>湯梨浜町町民生活課 電話：0858-35-3116</p> <p>琴浦町税務課 電話：0858-52-1702</p> <p>北米町町民課 電話：0858-37-5865</p>
<p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。 ・災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。 ・災害により損失が生じた場合に、法人税などが還付される場合があります。 ・災害により住宅用家屋が被害を受けた場合に、住宅借入金等特別控除の適用期間の特例などの特例があります。 <p>詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。</p>	<p>鳥取税務署 電話：0857-22-2141 管轄：鳥取市、岩美郡、八頭郡</p> <p>倉吉税務署 電話：0858-26-2721 管轄：倉吉市、東伯郡</p>

※受付時間について、特に記載のないものは平日8：30～17：15